

「こうのとりのゆりかご」への国の積極的な関与

【厚生労働省】

本市には、民間病院が運営する「こうのとりのゆりかご」が平成 19 年度に設置されて以来、平成 28 年度までの 10 年間に全国から 130 人の子ども（うち熊本県内 10 人）が預けられています。また、同病院には妊娠に関する悩み相談が全国から平成 28 年度だけでも 6,565 件（うち熊本県内 224 件）寄せられており、特に、直近の 3 年間は著しく増加しています。このように、これまでに預け入れられた人数や相談件数は、望まない妊娠/計画していない妊娠などさまざまな事情を抱え、差し迫った状況に置かれている人々が多数存在していることを示しております。

また、「こうのとりのゆりかご」は、遺棄された新生児の命を救いたいという思いから設置されたものですが、「こうのとりのゆりかご」への預け入れを前提とした自宅出産や長距離移動等による母子の生命の危険性、障がいのある子どもの預け入れ等の課題は解消されておりません。

さらに、昨年度に改正された児童福祉法では、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもを権利の主体と捉え、最善の利益を優先すべきことがより明確化されました。この改正法の趣旨を踏まえると、「こうのとりのゆりかご」に匿名で預け入れられることにより、子どもの出自を知る権利が損なわれること等の懸念があります。今後は、生まれてくる子どもの権利を保護しながら、いかに妊娠で悩む人々を救済していくか、双方の利益を考量しながら適切な社会制度を構築していく必要があります。

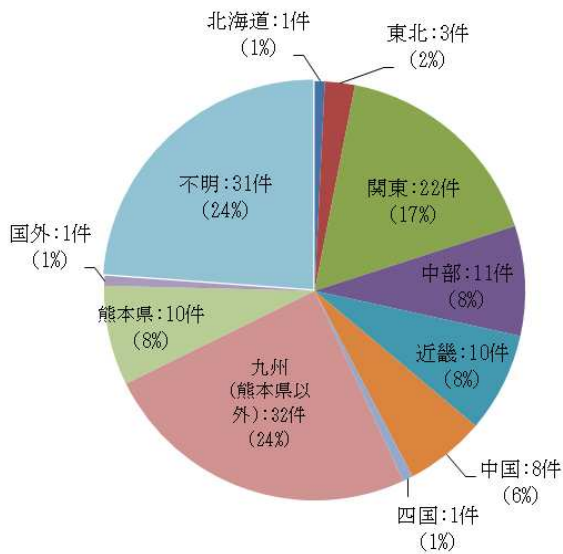
熊本県及び本市において、開設当初から専門家による検証を行い、これまで 3 度にわたり報告を行っていています。この中で、「こうのとりのゆりかご」が参考としたドイツの「赤ちゃんポスト」の状況について、『ドイツの審議会が、「赤ちゃんポスト」は「嬰兒（えいじ）殺し」の

回避には繋がらないと結論付け制度の廃止を勧告したこと、また、これを受ける形で、「内密出産法」(合法的な「内密出産制度」の導入と、妊娠に関する相談体制の強化・拡充を目的とする。)が2014年5月に施行されたこと』についても言及しており、新たな法の整備を含め、あるべき制度の姿を検討していく必要があります。

国におかれては、女性健康センターの全国的な整備や子育て世代包括支援センターの法定化を図るなど、妊娠や出産に悩む人々への支援を推進されているところですが、「こうのとりのゆりかご」が開設されて10年が経った現在もなお抱え続けているこうした様々な課題は、一地方公共団体・一民間病院で解決できるものではなく、国の責任において検討されるべき課題であり、これらの課題解消に向けた更なる体制整備が必要であることから、次のとおり要望いたします。

- 一、国において、この10年間で明らかとなった「こうのとりのゆりかご」が抱える課題の把握・検証を行っていただき、その上で、「こうのとりのゆりかご」自体の評価を行っていただきたい。
- 一、望まない妊娠/計画していない妊娠で悩む人々の救済と生まれてくる子どもの権利の両立が図られるよう、ドイツで導入された内密出産制度等について規定する法整備について検討をしていただきたい。
- 一、全国からの相談や預け入れが昼夜行われていることを踏まえ、望まない妊娠/計画していない妊娠・出産で悩む人々が相談しやすい24時間365日対応の電話相談窓口を国において整備し、その周知をしていただきたい。

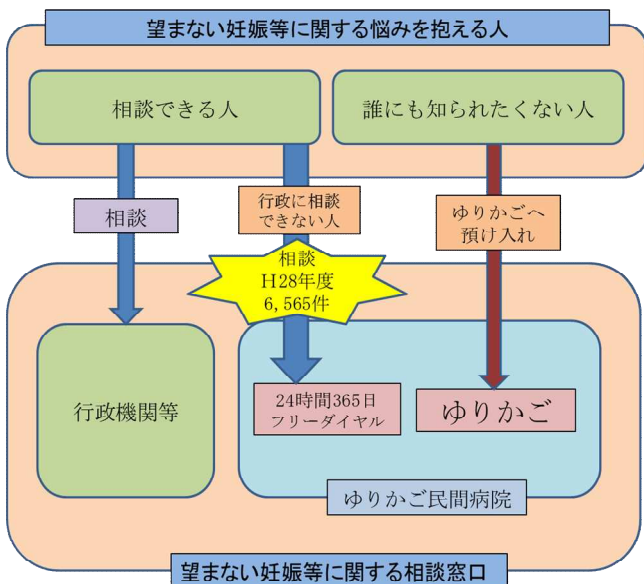
【このとりのゆりかごを運営する民間病院の状況（平成 19～28 年度）】
 預け入れ 130 件の父母等の居住地 妊娠に関する相談件数（居住地別）



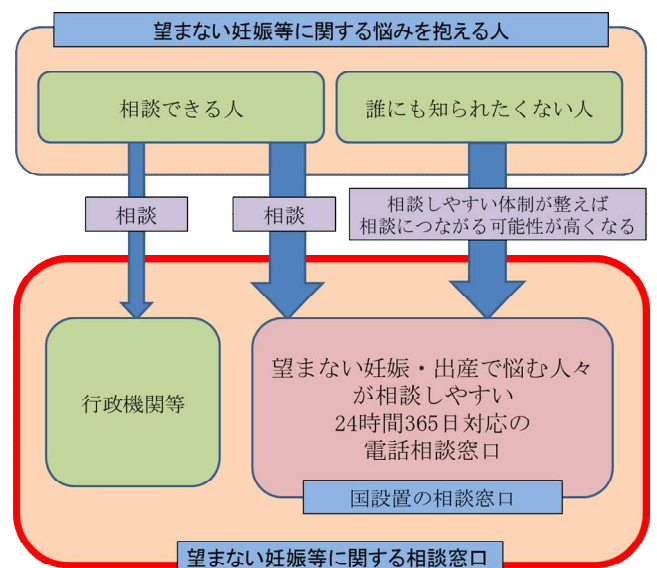
当民間病院へは全国から預け入れ・相談が多数ある。また、厚生労働省から自治体への要請（H23.7.27 通知「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」）後も預け入れの件数は増え続けている。

【妊娠に関する相談窓口体制の整備】

現在の相談体制



国による相談窓口設置後の体制



妊娠に関する悩みを誰にも知られたいくない人は、身近な相談窓口を避けたいという思いがあるため、国による相談窓口の設置は、このような人にとって匿名性の担保が高くなり、誰にも知られたいくない人を相談につなげる効果が期待できる。

また、24 時間 365 日の対応を行うことで、誰でも相談しやすい体制作りが可能となる。